

# あおば事務所のお知らせコーナー

No.114 代表社員 阿久津 渉

## ○健康保険料率が変わります

### ～社会保険法

社会保険とは健康保険、介護保険、厚生年金の3つを指しますが、毎年3月はそのうち健康保険料率及び介護保険料率の改定月になっております。本人が負担する社会保険料は、翌月の給与から天引きするという原則がありますので、実際は4月に支払われる給与から変更となります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。順次、個人別保険料額表(黄色の用紙)を郵送でお届けいたしますので必ず確認をお願いいたします。

- ・健康保険⇒ 4.955%(埼玉) 4.98%(東京) 4.96%(茨城)
- ・介護保険⇒ 0.79%(40歳以上65歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 8.914%

※料率は協会けんぽ(旧政府管掌)のもので他県や健保組合は上記と違うことがあります。

## ○雇用保険料率が変わります

### ～雇用保険法

平成28年度(平成28年4月～)の雇用保険料率は引き下げになりました。

- ・一般の事業所⇒ 0.4%
- ・建設の事業所⇒ 0.5%

## ○傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります

### ～健康保険法

傷病手当金は健康保険に加入している人が、仕事以外のケガや病気の療養のため仕事を休み(医師が働くことが出来ないと認めた場合)、給与を受けられないときに申請することで受けることが出来ます(出産の場合は出産手当金)。これまで傷病手当金(出産手当金も同じ)の額は「標準報酬月額※1」の2/3となっていたのですが、来月の4月から計算方法が下記のように変わります。

※1 社会保険では会社や従業員が納める社会保険料や手当金の額を決定する時に、計算の元になるものを給料そのものの金額ではなく、一定の幅で区分した「標準報酬月額」を使用します。

#### 平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額  $\frac{\text{支給開始日※以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{\div 30日} \times \frac{2}{3}$

※支給開始日は、一番最初に給付が支給された日のことです

#### ●支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
  - 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

今まで、これら両手当金の計算方法は、手当金の支給が始まった時の標準報酬月額が基本になっていましたが、4月からは過去1年を平均して計算することになりました。また社会保険の加入期間が1年より短い場合(前職等を通算するルールもあります)には、実際の加入期間を平均したものと28万円(28年度)と比べて低い方の金額となります。詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。

## ○年金事務所から「法人番号等の届出のお願い」の通知が届いたら～社会保険

日本年金機構より「法人番号等の届出のお願い」という通知が一部の事業所に発送されております。法人番号は昨年10月にすべての法人に指定・通知されている13ケタの番号です。年金事務所では社会保険に加入している法人の事業所からこの番号を収集しており、現時点でまだ確認が取れていない事業所に順次この通知が届いております。もちろん手続きはあおば事務所で行いますので、この通知が届きましたらご連絡ください。また手続きには昨年10月に送付されている「法人番号指定通知書」の写しを添付することになりますので併せてご用意をお願いいたします。

## ○3年以内既卒者等採用支援助成金のご紹介

### ～助成金

平成28年2月に新たな助成金が創設されました。これは、高校や大学などを卒業又は中退後3年以内の方も応募可能な新卒求人を行い、1年以上継続して雇用した場合に受給できる助成金です。対象となる労働者の主な条件は「引き続き12ヵ月以上正社員として働いたことが無いこと」をはじめいくつかの条件があります。この助成金は期間限定となっており、平成31年3月31日までに募集を行い、同年4月30日までに対象者を雇い入れる必要があります。申請は1年ごとに行います。詳細につきましてはあおば事務所の助成金担当矢部までご相談ください。

#### 【既卒者コース】

- 1人目一採用1年後：50万円 2年目：10万円 3年目：10万円
- 2人目一採用1年後：15万円 2年目：10万円 3年目：10万円

#### 【高校中退者コース】

- 1人目一採用1年後：60万円 2年目：10万円 3年目：10万円
- 2人目一採用1年後：25万円 2年目：10万円 3年目：10万円

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)